

36協定の締結に当たっては安易に臨時の業務などを予想して対象業務を拡大しないよう、業務の区分を細分化することにより時間外労働をさせる業務の範囲を明確にしてください。

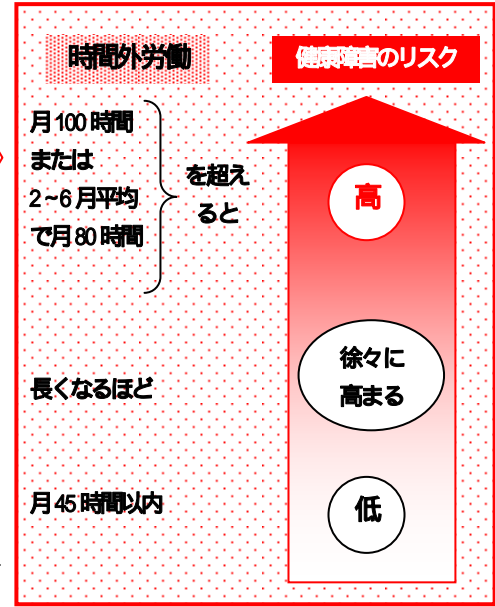
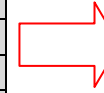
様式第9号(第17条関係)

一定期間の区分は、1日を超え3箇月以内の期間と、1年間の両方です。

時間外労働
休日労働
に関する協定届

一般の労働者の場合	
期間	限度時間
1週間	15時間
2週間	27時間
4週間	43時間
1箇月	45時間
2箇月	81時間
3箇月	120時間
1年間	360時間

変形対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者の場合	
期間	限度時間
1週間	14時間
2週間	25時間
4週間	40時間
1箇月	42時間
2箇月	75時間
3箇月	110時間
1年間	320時間



事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
金属製品製造業		金属工業		市 町1-2-3 (000-000-0000)			
時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定 労働時間	延長することができる時間			期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
下記に該当しない労働者	臨時の受注 納期変更	10人	1日8時間	3時間	1か月(毎月1日)	360時間	平成 年 月 日 から1年間
	月末の決算事務	5人	同上	3時間	1年(4月1日)	150時間	
1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	臨時の受注 納期変更	10人	同上	3時間		320時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間
臨時の受注 納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30		同上

有効期間は、1年間とするようにして下さい。

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

平成 年 月 日

労働基準監督署長 殿

職名 検査課主任
氏名 山田花子印

職名 代表取締役
氏名 田中太郎印

協定の当事者(過半数の代表者)は、
・ 監督又は管理の地位にある者でないこと。
・ 労使協定の締結等の選出であることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者。
である必要があります。
協定書(写)の添付、もしくは、労働者代表の押印等が必要です。



特別条項付き協定例

「一定期間についての延長時間は、1か月45時間、1年360時間(注1)とする。ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したとき(注2・注3)は、労使の協議を経て(注4)、6回を限度として(注5)、1か月60時間までこれを延長することができる。1年420時間(注6・注7)まで延長することができる。なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合の割増賃金率は30%、1年360時間を超えた場合は35%(注8・注9)とする。」

- 注1 原則としての延長時間(限度時間以内の時間)を定めること。
- 注2 限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない。特別の事情をできるだけ具体的に定めること。
- 注3 「特別の事情」は、次のア・イに該当するものであること。
ア、一時的又は突発的であること イ、全体として1年の半分を超えないことが見込まれること。
- 注4 一定期間の途中で特別の事情が生じ、原則としての延長時間を延長する場合に労使がとる手続を、協議、通告、その他具体的に定めること。
- 注5 限度時間を超えることのできる回数を定めること。
- 注6 限度時間を超える一定の時間を定めること。
- 注7 限度時間を超える一定の時間を定めるに当たっては、当該時間をできる限り短くするよう努めること。
- 注8 限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を定めること。
- 注9 限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。